

情報公開審査会が市と市教委に苦言

市政問題研究会の議会提出文書で明らかに

市情報公開・個人情報保護審査会が市と市教育委員会に対し「市の公文書の作成、保管に対し」苦言を呈していたことが「多賀城市政問題研究会」（佐俣主紀代表）の市議会への申し入れ文書により明らかとなりました。

市政問題研究会が市議会に行った申し入れ文書は以下の通りです。（要旨）
①不在の公文書とわずく四行の復命書、多賀城市情報公開・個人情報保護審査会が「不適切」と指摘

「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との連携協定締結までの経過」について、公文書開示請求を行い、文書が不在或いは僅か4行の復命書であった点に関し、多賀城市情報公開・個人情報保護審査会が次のように指摘しています。「一般的に意思決定に係る公文書が存在すると考えるのが当然」、「協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録していないことは適切でない」、「意思決定等に係る記録は必ず公文書を作成し保管しておかなければならない」。さらに「意思決定や事業の執行過程に係る適切な文書作成の徹底を求めるもので

ある」などの付言がされていることからみても、議会・議員は、根拠のない説明資料をもとにして議論、質疑応答をしていたことになりま。これは議会、議員、市民を愚弄するものと考えます。

②市負担額が10億円増加。2・6倍に増えた共有部分の説明が不透明

「多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業」について当初の市負担額が約10億円（44%増）増加することが明らかになりました。同時に街区1（A棟）の各階床面積等では、当初図書館面積が約278㎡増加し、店舗が約747㎡減少、対して共有部分は約901㎡増加し、当初面積の2・6倍となつている点に対する議員の質疑に対して、教育委員会は明確な回答をすることができず、さらに設計図に対する質疑に対しては、職員によつて異なる「答弁」がされるという事態が起きています。私も、市及び教育委員会

など担当部署が、議会を侮り、軽視し、主権者である市民を蔑ろにする行政姿勢であると考えるものです。

③パブリックコメントを拒否、不正確な資料、あいまい、不誠実な答弁を許しては議論が深まらない。

市及び市教育委員会の図書館の移転・建設をめぐって、議会・議員側の活発な質疑がなされてきました。しかし、市及び市教委は、議会に提出した資料に関して事前の十分な吟味もせずに提出し、事実とは異なる曖昧な答弁の繰り返しを続けてきています。

今後半世紀にわたつて市民が利用する市立図書館について、市及び市教委はパブリックコメントを求めることを拒否してきました。市民の代表として議員は、議会での質疑応答の深化を図る必要があります。そのためには、議員の質疑に対して市及び教育委員会が真摯に対応し、誠実な答弁をしなければなりません。議会と議員の果たす責務・役割は重大です。

12月5日議会運営委員会
「議会として市及び教育委員会に対し早急になんらかの対応を」という多賀城市政問題研究会の申し入れに対し、11月21日、12月5日に開催された議会運営委員会で検討しました。

藤原益栄・竹谷英昭委員は「多賀城市情報公開・個人情報保護審査会が特に付言で意思決定過程の文書がないのは不適切だと指摘している」「議会に提出した資料も不正確でまじめに検討していない」「答弁が不誠実であり議会の責務を果たすことが出来ない」として強い対応をするべき」と主張しましたが、自民・公明委員と意見が一致せず、議会としては特段の対応はせずに議員、市当局へ申し入れの写しの配布のみとなりました。

「市、教育委員会へ議会として強い対応をするべき」と主張しましたが、自民・公明委員と意見が一致せず、議会としては特段の対応はせずに議員、市当局へ申し入れの写しの配布のみとなりました。

以上のことからみても、重ねて、議会から市及び教育委員会に対して適切な資料の提出と答弁に対する責任を明確にするよう求めるべきと考えます。

「市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市民の知る権利を明らかにして市の保有する情報の公開性を高めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすこと」との条例第1条の趣旨に鑑みれば、前記3に記載のとおり、協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録していないことは適切ではない。それは、企業誘致を行う場合のように仮に公開できない情報がある場合でも何ら変わることはなく、事後的に経過を確認検討できる記録を残した上で、事業の進行過程で開示できない情報等がある場合は、条例に照らして非開示情報に該当するものであれば非開示として取り扱えばよいのであり、意思決定等に係る記録は必ず公文書を作成して保管しておかなければならないものと思料する。

本件の公文書の不在の決定は相当であるとしたのも、公文書の不在という事実は変更しようがないためであり、今後は、意思決定や事業の執行過程に係る適切な文書作成の徹底を求めるものであることを付言する。

本件の公文書の不在の決定は相当であるとしたのも、公文書の不在という事実は変更しようがないためであり、今後は、意思決定や事業の執行過程に係る適切な文書作成の徹底を求めるものであることを付言する。

藤原・竹谷委員が対応を主張するも、自民・公明委員が反対。市と市教委を不問に

資料 多賀城市情報公開・個人情報保護審査会答申第6号平成26年4月22日(抜粋) 下線は編集部

情報公開・個人情報保護審査会とは

多賀城市に関心をもちあるいは個人情報の取り扱いに疑問をもつ方は、条例によりどなたでも市に対し情報公開を求めあるいは個人応報の取り扱いについて意見を言うことができます。

その際の市の対応について納得がいかなかった場合、市情報公開・個人情報保護審査会に対し提訴することができます。

今回審査会は、無いものは公開できないが本来はきちんと保存しておくべきものと苦言をいたしました。

4 付言

なお、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と東北随一の文化交流拠点整備に伴う連携協定を締結するに至る文書の取扱いについて付言する。

「市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市民の知る権利を明らかにして市の保有する情報の公開性を高めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすこと」との条例第1条の趣旨に鑑みれば、前記3に記載のとおり、協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録していないことは適切ではない。それは、企業誘致を行う場合のように仮に公開できない情報がある場合でも何ら変わることはなく、事後的に経過を確認検討できる記録を残した上で、事業の進行過程で開示できない情報等がある場合は、条例に照らして非開示情報に該当するものであれば非開示として取り扱えばよいのであり、意思決定等に係る記録は必ず公文書を作成して保管しておかなければならないものと思料する。

本件の公文書の不在の決定は相当であるとしたのも、公文書の不在という事実は変更しようがないためであり、今後は、意思決定や事業の執行過程に係る適切な文書作成の徹底を求めるものであることを付言する。